

## 法第 20 条 令第 86 条 (積雪荷重)

## 岐阜県積雪荷重等指導指針

## 岐阜県積雪荷重等指導基準

この基準は、積雪に対する建築物の安全性の向上を図ることを目的とし、法に定めがあるもののほか、設計、施工、維持管理について必要な事項を定める。

## 第 1 対象となる区域及び建築物

令第 86 条第 2 項に規定する多雪区域内で、屋根ばりを鉄骨造とした建築物のうち次に掲げるものとする。

- ① 架構を構成する柱の相互の間隔が 18 m 以上の大はり間構造の建築物
- ② 役場、警察署、消防署、病院、集会場、学校、体育館等の災害時において地域住民の避難施設として使用される用途で、架構を構成する柱の相互の間隔が 10 m 以上の建築物

## 第 2 設計指針

- ① 積雪荷重は、次の表により計算して得た数値以上とする。(S:垂直積雪量)

| 常時荷重としての積雪荷重(N/m <sup>2</sup> )                      |                                                      | 風圧力又は地震力と同時に作用する場合の積雪荷重(N/m <sup>2</sup> )            |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 床板、小ばり、屋根等の算定用                                       | 大ばり、柱、基礎等の算定用                                        |                                                       |
| $S \times 30\text{N/cm} \cdot \text{m}^2 \times 1.0$ | $S \times 30\text{N/cm} \cdot \text{m}^2 \times 1.0$ | $S \times 30\text{N/cm} \cdot \text{m}^2 \times 0.35$ |

- ② 令第 86 条第 6 項の規定は適用しない。
- ③ 構造設計について
  - ア. 地形又は屋根形状等により吹きだまり等の生じる恐れがある場合は、割増荷重及び偏荷重を考慮すること。
  - イ. 接合部は存在応力が安全に伝達し、局部変形が生じないよう十分考慮すること。
- ④ 除雪対策について
  - ア. 積雪の設計荷重条件を明示した次の様式の表示板を、出入口等の分かりやすい場所に設置すること。
  - イ. 必要に応じてタラップ等を設置し、雪おろしの安全を確保すること。

| 雪おろし表示板                                                      |      |                  |
|--------------------------------------------------------------|------|------------------|
| この建築物は次の条件で設計されています。<br>もし、積雪がこれを上回ると予想される場合は、雪おろしをしないと危険です。 |      |                  |
| 設計条件                                                         | 積雪量  | cm               |
|                                                              | 積雪荷重 | N/m <sup>2</sup> |
| 設計者氏名                                                        |      |                  |
| 施工者氏名                                                        |      |                  |
| 建築年月日                                                        |      | 年 月 日            |

1. 表示板の大きさは B4 版以上とする。
2. 表示板の材質は金属板等耐候性のあるものとし、文字等は容易に消えないようにする。